

令和5年度多量排出事業者報告書

1. 令和4年度実績量による多量排出事業者について

事業系一般廃棄物を多量に排出する市内の事業所に対し提出を義務付けている減量計画書等に基づき、多量排出事業者に該当する事業者を取りまとめましたので報告します。

<根拠法令>

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第5項
- ・ 松原市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第13条、13条の2及び13条の3

<多量排出事業者該当基準>

1月当たり平均2トン又は1日当たり平均450リットル（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）以上の事業系一般廃棄物を排出した者

<認定方法>

- ① 環境業務課より、前年度に許可業者が収集した各事業所の指定ごみ袋数データの提供を受ける
- ② 提供を受けた各事業所の収集された指定ごみ袋数をkg換算し、前年度における各事業所の一月当たりの収集量を算出する。
- ③ ②で算出した収集量が一月当たり2t以上の事業所に対し、一般廃棄物減量計画届出書等の書類提出を通知する。
- ④ 書類提出の通知を行った事業所から提出のあった一般廃棄物減量計画届出書等を取りまとめ、前年度実績において、一月当たり2t以上排出した事業者を多量排出事業者として認定する。

○多量排出事業者として対象となった事業者

対象事業者数：57事業者

事業者名等：別紙一覧のとおり

【多量排出事業者として対象となった事業者数の内訳】

業種	飲食業	病院	福祉施設	小売業	食品加工	流通業	その他	合計
事業者数	10	5	6	21	6	1	8	57

※ 小売業は、スーパー、コンビニ等を指す。

※ 食品加工は、食品製造加工業を指す。

※ その他は、複合商業施設、学校施設等

上記の事業者に対して、一般廃棄物減量計画届出書及び廃棄物管理責任者選任・変更届を提出するよう指導通知を送付。

提出がない事業者については、多量排出事業者の定義を理解したうえで該当しないため上記届出の提出を要しないと判断したため提出がないものと整理した。

○多量排出事業者

該当事業者数：30事業者

排出量：4,231t

事業者名等：別紙一覧表のとおり

【多量排出事業者数と排出量内訳】

業種	飲食業	病院	福祉施設	小売業	食品加工	公共施設	その他	合計
事業者数	2	5	4	10	4	1	4	30
排出量	123t	1252t	205t	1,036t	828t	27t	1,159t	4,630t

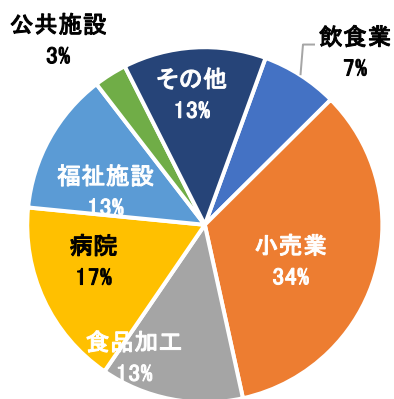
※ 小売業は、スーパー、コンビニ等を指す。

※ 食品加工は、食品製造加工業を指す。

令和4年度実績における多量排出事業者として最も多く該当した業種は小売業で、該当事業者は10者であった。次いで多かったのが病院で、該当事業者は5者、それ以外に多く目立ったのは、福祉施設及び食品加工（両者ともに4者）であった。

全体として、食品関係に係る業者が約半数を占める結果となった。

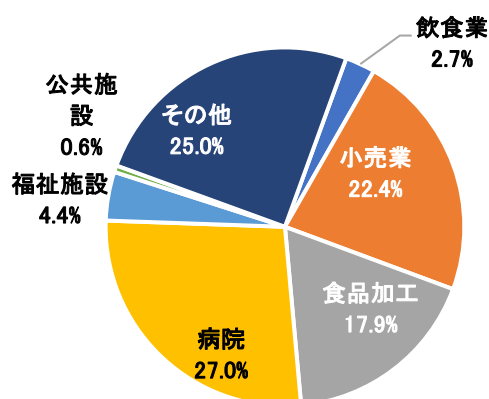
多量排出事業者数内訳



全体の 54% (16 事業者)

が飲食業、小売業及び食品加工

多量排出事業者排出量内訳



全体の 42.9% (1,987t)

が飲食業、小売業及び食品加工

2. 多量排出事業者へのヒアリング調査

多量排出事業者に該当する事業者の中から数者ピックアップし、市内の店舗・事業所を訪問の上、ヒアリング調査を実施。

令和5年度においては、松原市において連携協定を締結している事業者の中から4者ピックアップし、ヒアリング調査を実施。実施した事業者と日時については、以下のとおりである。

○ヒアリング実施事業者

事業者名	実施日時
株式会社セブン&アイ・クリエイトリック	令和5年2月6日（火） 午後4時頃～
幸南食糧株式会社	令和5年2月7日（水） 午後2時頃～
株式会社桜珈琲松原店	令和5年2月8日（木） 午後5時頃～
イオンタウン松原	令和5年2月26日（月） 午後3時頃～

○ヒアリング実施内容

実施した全事業者のヒアリング内容の詳細については、別紙調査調書等を参照。ヒアリング調査の結果内容については、以下のとおりである。

- どの事業者も共通して、発生した廃棄物の内、リサイクルできるものは再生利用業者へ引き渡している。
- 廃棄ロス（食品ロス）の発生抑制については、出来るだけ発生しないよう販売を行っている。
- バイオガス発電を利用し生ごみのリサイクルを実施している事業者もあった。
- 食品ロスの削減に向け目標策定中の事業者もあった。
- 複合商業施設においては各テナントに分別を呼び掛けているとのこと。